

[事案 23-80] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 2 月 10 日 和解成立

<事案の概要>

低払い戻し金型定期保険を契約したが、募集人の虚偽の説明があったとして契約の取消しを求めるとともに、募集人に横領された契約者貸付金等の返済金及び保険料の返金を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 9 月に低払い戻し金型定期保険に加入した。しかし、以下のとおり、本契約は、募集人の虚偽の説明により契約させられたものであるため、契約を無効として払い込んだ保険料を返還してほしい。また、契約者貸付の返済金と他商品の第一回保険料を横領されたため、同金額を返済してほしい。

- (1) 本契約の申し込みの際、募集人から「2 年で解約しても 97%の返戻率がある」との説明を受けたが、実際はもっと低い返戻率であった。
- (2) 契約後、募集人に対して本契約内容を確認した際、提示された資料にも 97%の記載があり、その説明を受けた。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、特別保険料徴収という条件付契約であり、承諾書も提出され、二度も設計書を交付し説明している。
- (2) 募集人は保険料相当額を費消しており信用に足る人物ではないとの評価は免れないものの、すべての取り扱いに問題があったわけではなく、募集時に返戻率を正しく説明したと話しており、必要な説明資料を交付していたと思われる。
- (3) なお、契約者貸付金の返済金及び他商品の第一回保険料を着服した事実はあったため、返済する。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書面の内容および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理を行い、募集人の事情等を勘案し保険会社に対し和解の斡旋を行ったところ、和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。